

# 使用料実態調査表の見方

## 1. 維持管理費について

人件費（職員給与、非常勤職員への報酬）

常勤職員については、平成12年度年間平均給与額により算出し、非常勤職員については、平成12年度における報酬額（決算額）により算出しています。

当該施設の専任職員である場合は、100%算入とし、その他の業務を持つ場合及び他の施設と兼任している場合については按分して算出しています。

賃金（臨時職員への賃金）

施設管理に係る賃金の平成12年度決算額により算出しています。なお、

摘要欄の「管理」とは管理人賃金、「その他」とは除雪・清掃等の賃金となっています。

需用費

光熱水費（水道、電気、ガス料金）

平成12年度決算額を水道、電気、ガス料金に分けて算出しています。

ただし、冬期間に暖房用として使用している施設については、摘要欄に暖房用と別記しています。

燃料費（灯油、重油、ガソリン等）

平成12年度決算額を暖房用と給湯用に分けて算出しています。

修繕料

平成10年度～平成12年度までの各決算額を摘要欄に記入し、3ヶ年平均を「修繕料」として算出しています。

役務費

平成12年度決算額を電話、郵便、保険等に分けて算出しています。

委託料

施設管理に係る委託料（例：エレベータ保守点検業務、ボイラー保守業務等）を平成12年度決算額により算出しています。

## 借上料

施設管理に係る借上料（例：消火器、コピー機、印刷機等のリース）を平成12年度決算額により算出しています。

## 備品購入費

施設管理に係る平成10年度～平成12年度までの各決算額を摘要欄に記入し、3ヶ年平均を「備品購入費」として算出しています。

ただし、施設建設時に用意する備品（初度調弁分）については建設費に含めているためここでは計上していません。（建設費へ加算）

## 2. 減価償却について

減価償却については、有形固定資産部分（建物や公園等の施設）について償却することし、利用者に均分負担を求める観点から定額法を用いて算出しています。

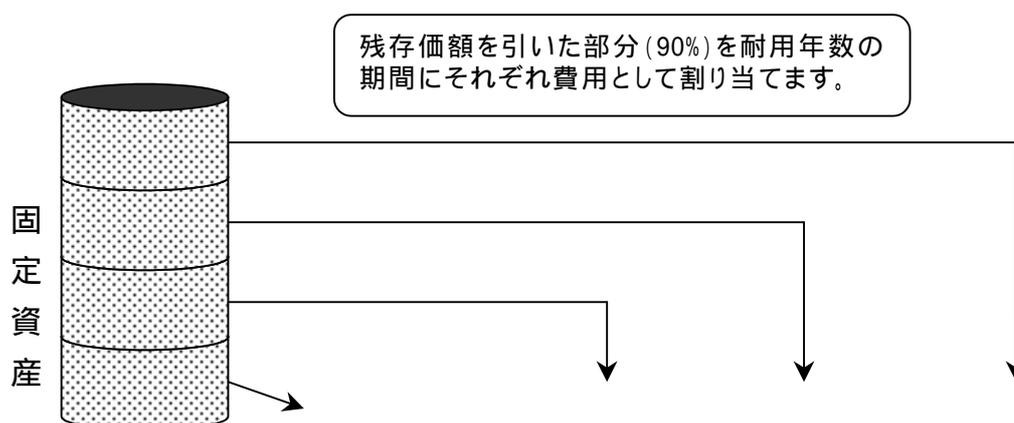
また、耐用年数については「財務省令昭和40年第15号 減価償却資産の耐用年数に関する政令」に基づき、木造24年、鉄筋コンクリート造などの非木造の建物を50年、公園、グランドなどの土木施設を30年としました。

### 減価償却費とは

使用などによる固定資産の価値の減少を算定し、相当する金額を毎年費用として計上するものです。この費用は外部に対して支払いはともないません。

また、経常的に減価の考えられない土地などは減価償却を行う資産から除かれます。

### 減価償却費の算定イメージ





### 算式

$$\text{減価償却額(年)} = (\text{取得価額〔建設費〕} - \text{残存価額}^1) \times \text{償却率}^2$$

1 残存価額は取得価額(建設費)の10%とする。

2 償却率は、地方公営企業施行規則別表第4号の定額法償却率を用

いる

償却率 = 木造	0.042	(耐用年数 24年)
非木造	0.020	(耐用年数 50年)
土木施設	0.034	(耐用年数 30年)

建設費 = 施設の建設に要した費用から国や北海道からの補助金・宅地開発者からの負担金を控除した額としました。なお、地方公共団体の借金である地方債については含めていません。  
また、用地取得費については含めていませんが、施設建設時に用意する備品(初度調弁分)については含めることとしました。

### 3. 施設の面積等について

直接、貸室として利用する部分の面積を「貸施設分」、事務室やトイレ等

の共用部分の面積を「その他」に区分しています。

### 4. その他

1日当たりの経費(Ⅰ)

(Ⅰ)欄については、貸施設部分の経費を面積按分により算出しています。

1時間当たりの経費(Ⅱ)

(Ⅱ)欄については、上記(Ⅰ)欄で算出した経費を1日の開館時間により1時間当たりの経費を算出しています。

貸施設1時間1㎡当たりの経費

この欄には、H8～H10、H9～H11、H10～H12それぞれの決算額に

基づき算出した経費を記入し、その平均単価を算出しています。

## 使用料実態調査表の人員費に係る按分率について

### 1. コミュニティセンター

他業務との兼任による比率（A）

	人 数	兼任率
センター長（課長）	1名	0.4
（係長）	1名	0.4
（課員）	1名	0.6

施設規模による比率（B）

施 設 区 分	施設規模に基づく率
花川北コミュニティセンター	0.4
花川南コミュニティセンター	0.4
八幡コミュニティセンター	0.2

人員費按分率（A）×（B）

施 設 区 分	課 長	係 長	課 員
花川北コミュニティセンター	0.16	0.16	0.16
花川南コミュニティセンター	0.16	0.16	0.16
八幡コミュニティセンター	0.08	0.08	0.12
計	0.40	0.40	0.60

### 2. はまなす国体記念石狩市スポーツ広場

現在、スポーツ広場の管理運営については（財）石狩市体育協会に委託しています。

体育協会職員のうち、市から派遣されている職員が4名おり、そのうち施設管理を担当している係長、課員級の人件費を算出しました。

これら2名の職員は、振興課と施設管理課を兼務しており、計22の事務分掌を受け持ち、そのうちスポーツ広場に係る事務が3項目あることから按分率を0.14としました。

### 3. 石狩市B & G海洋センター

現在、海洋センターの管理運営については(財)石狩市体育協会に委託しています。

体育協会職員のうち、市から派遣されている職員が4名おり、そのうち施設管理を担当している係長、課員級の人件費を算出しました。

これら2名の職員は、振興課と施設管理課を兼務しており、計22の事務分掌を受け持ち、そのうち海洋センターに係る事務が3項目あることから按分率を0.14としました。

### 4. 石狩市公民館(分館含む)

公民館には専任の主事が配置され、社会教育課の職員(4名)が兼務発令で事務を所掌しています。

また、管理については、樽川、美登位、志美分館の管理を公民館係が行い、本館及び南線分館については、石狩市公務サービス(株)に委託しています。

人件費に係る按分については、専任は100%、兼任者については社会教育全般の仕事量の15%としました。

区 分		人 数	兼 任 率				
			本 館	南 線	樽 川	美登位	志 美
専任	専任課員	1人	0.95	0.02	0.01	0.01	0.01
兼任	館長(課長)	1人	0.1	0.02	0.01	0.01	0.01
兼任	係 長	1人	0.1	0.02	0.01	0.01	0.01
兼任	課 員	2人	0.1	0.02	0.01	0.01	0.01

## 5. ふれあい研修センター

研修センターは社会教育課の職員(4名)が事務を所掌しています。  
人件費に係る按分については、社会教育全般の仕事量の4%としました。

区 分		人 数	兼 任 率			
			高 岡	北生振	五の沢	生 振
兼任	課 長	1人	0.01	0.01	0.01	0.01
兼任	係 長	1人	0.01	0.01	0.01	0.01
兼任	課 員	2人	0.01	0.01	0.01	0.01

## 6. 美登位創作の家

美登位創作の家は社会教育課の職員(4名)が事務を所掌しています。また、管理については、石狩市公務サービス㈱に委託しています。  
人件費に係る按分については、社会教育全般の仕事量の1%としました。

区 分		人 数	兼任率
兼任	課 長	1人	0.01
兼任	係 長	1人	0.01
兼任	課 員	1人	0.01

## 7. 自然の家

自然の家は社会教育課の職員(2名)が事務を所掌しています。  
人件費に係る按分については、社会教育全般の仕事量の15%としました。

区 分		人 数	兼任率
主 査		1人	0.15
課 員		1人	0.15